

岩手県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第73号

岩手県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

岩手県内水面漁業調整規則（昭和47年岩手県規則第88号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(申請又は届出)</p> <p>第3条 水産動物の採捕又は移植に関し知事に申請し、又は届け出ようとする者は、その住所地が大船渡地方振興局、釜石地方振興局、宮古地方振興局及び久慈地方振興局（以下「地方振興局」という。）の所管区域内にある者にあつては当該地方振興局長を経由して、その住所地が地方振興局の所管区域外にある者にあつては直接申請し、又は届け出なければならない。ただし、住所地が地方振興局の所管区域外（県外を除く。）にある者が第7条、第14条第1項、第15条又は第16条の申請をしようとする場合にあつては、その住所地の所在する市町村の長を経由して申請しなければならない。</p> <p>(禁止区域)</p> <p>第30条 次に掲げる河川の区域内においては、水産動物を採捕してはならない。ただし、第2号に掲げる河川の区域内における9月10日から10月10日までの間のあゆのがら掛け又は友釣りによる採捕及び第3号に掲げる河川の区域内における<sup>え</sup>餌釣り、<sup>じ</sup>擬餌釣り、友釣り又は9月10日から10月10日までの間のあゆのがら掛けによる採捕については、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2)</p> <table border="1" data-bbox="159 1429 766 1769"><thead><tr><th>河川名</th><th>区 域</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>閉伊川</td><td>下閉伊郡川井村大字川井地内の川井発電用水取入口えん堤上流端の上流100メートルの地点から同えん堤下流端の下流100メートルの地点までの間の区域</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> <p>(3) [略]</p> <p>(砂れきの採取等の禁止)</p> <p>第32条 [略]</p> <p><u>(水産動物の移植の禁止等)</u></p> <p>第32条の2 <u>次に掲げる水産動物（卵を含む。）を移植してはならない。ただし、漁業権の対象となっている当該水産動物を</u></p>	河川名	区 域	[略]		閉伊川	下閉伊郡川井村大字川井地内の川井発電用水取入口えん堤上流端の上流100メートルの地点から同えん堤下流端の下流100メートルの地点までの間の区域	[略]		<p>(申請又は届出)</p> <p>第3条 水産動物の採捕に関し知事に申請し、又は届け出ようとする者は、その住所地が大船渡地方振興局、釜石地方振興局、宮古地方振興局及び久慈地方振興局（以下「地方振興局」という。）の所管区域内にある者にあつては当該地方振興局長を経由して、その住所地が地方振興局の所管区域外にある者にあつては直接申請し、又は届け出なければならない。ただし、住所地が地方振興局の所管区域外（県外を除く。）にある者が第7条、第14条第1項、第15条又は第16条の申請をしようとする場合にあつては、その住所地の所在する市町村の長を経由して申請しなければならない。</p> <p>(禁止区域)</p> <p>第30条 次に掲げる河川の区域内においては、水産動物を採捕してはならない。ただし、第2号に掲げる河川の区域内における9月10日から10月10日までの間のあゆのがら掛け又は友釣りによる採捕及び第3号に掲げる河川の区域内における<sup>え</sup>餌釣り、<sup>じ</sup>擬餌釣り、友釣り又は9月10日から10月10日までの間のあゆのがら掛けによる採捕については、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2)</p> <table border="1" data-bbox="850 1429 1457 1769"><thead><tr><th>河川名</th><th>区 域</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>閉伊川</td><td>宮古市川井地内の川井発電用水取入口えん堤上流端の上流100メートルの地点から同えん堤下流端の下流100メートルの地点までの間の区域</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> <p>(3) [略]</p> <p>(砂れきの採取等の禁止)</p> <p>第32条 [略]</p>	河川名	区 域	[略]		閉伊川	宮古市川井地内の川井発電用水取入口えん堤上流端の上流100メートルの地点から同えん堤下流端の下流100メートルの地点までの間の区域	[略]	
河川名	区 域																
[略]																	
閉伊川	下閉伊郡川井村大字川井地内の川井発電用水取入口えん堤上流端の上流100メートルの地点から同えん堤下流端の下流100メートルの地点までの間の区域																
[略]																	
河川名	区 域																
[略]																	
閉伊川	宮古市川井地内の川井発電用水取入口えん堤上流端の上流100メートルの地点から同えん堤下流端の下流100メートルの地点までの間の区域																
[略]																	

当該漁業権に係る漁場の区域に移植する場合及び移植について知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

(1) オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚類

(2) ブルーギル

2 前項の許可を受けようとする者は、様式第8号の2による申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請書のほか、許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を命ずることがある。

4 知事は、第1項の許可をしたときは、様式第8号の3による許可証を交付する。

5 知事は、第1項の許可をするに当たり、制限又は条件を付けることがある。

6 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る移植の終了後、遅滞なくその結果を知事に報告するとともに、許可証を返納しなければならない。

7 第1項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して移植してはならない。

8 第1項の許可を受けた者が、許可証に記載された事項を変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。

9 第2項から第7項までの規定は、前項の許可について準用する。この場合において、第2項中「様式第8号の2」とあるのは、「様式第8号の4」と読み替えるものとする。

10 第10条の規定は、第1項又は第8項の規定により許可を受けた者について準用する。この場合において、第10条第1項及び第2項中「採捕」とあるのは「移植」と、同条第1項中「当該許可に係る漁具又は漁法により」とあり、「同条第2項中「当該許可に係る漁具又は漁法による」とあるのは「当該許可に係る」と読み替えるものとする。

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1) 第6条、第13条、第24条第1項、第25条から第32条まで、第32条の2第1項若しくは第7項（同条第9項において準用する場合を含む。）、第33条又は第34条第6項の規定に違反した者

(2) 第12条、第22条第1項、第32条の2第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）又は第34条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により付けられた制限又は条件に違反した者

(3)・(4) [略]

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1) 第6条、第13条、第24条第1項、第25条から第33条まで又は第34条第6項の規定に違反した者

(2) 第12条、第22条第1項又は第34条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により付けられた制限又は条件に違反した者

(3)・(4) [略]

<p>2 [略]</p> <p>第38条 第10条第1項（<u>第32条の2第10項又は第34条第10項</u>において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、科料に処する。</p> <p>第40条 第10条第3項（<u>第32条の2第10項又は第34条第10項</u>において準用する場合を含む。）、第11条、第15条、第16条、第18条第1項若しくは第2項又は第34条第5項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。</p>	<p>2 [略]</p> <p>第38条 第10条第1項（第34条第10項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、科料に処する。</p> <p>第40条 第10条第3項（第34条第10項において準用する場合を含む。）、第11条、第15条、第16条、第18条第1項若しくは第2項又は第34条第5項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第8号の2から様式第8号の4までを削る。

附 則

- 1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。